

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定ポイント新旧対照表

	ガイドライン改定案(2023年改定版)	現行ガイドライン(2014年改定版)
第Ⅰ部 基本的事項		
環境社会配慮を取り巻く環境	<p>グローバル化の進展に伴い国際社会の相互依存は深まり、一国だけでは解決しえない地球規模の問題が顕在化している。環境問題の分野では、気候変動、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林破壊、生物多様性減少等の地球規模の問題は深刻化しており、環境社会配慮の必要性は高まるとともに、地球環境の保全と持続可能な発展のための国際協力の重要性が認識されている。</p> <p>持続可能な開発目標、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権、ESG投資など現下の世界の環境社会配慮を取り巻く動向について記載。その上で、通商政策に沿って、世界との繋がりを強化し、その活力を取り込み、我が国の成長力の強化並びに国民生活の質の向上に寄与すると共に、持続可能な発展に貢献していくことは公的機関としてのジェトロの責務である。</p>	<p>先進諸国がその高度成長期に経験した産業型公害だけでなく、生活型・都市型の公害が、アジア等の多くの途上国で深刻化し、先進国と途上国双方にとっての共通課題になってきた。地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、森林破壊等の地球規模の環境問題や、生態系破壊の問題等が顕著となり、持続可能な開発のための国際協力の重要性が普遍的に認識されている。</p> <p>ODA事業においては援助機関が環境社会配慮ガイドラインの策定と運用を実施、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則が国際ルールとして定着、企業による環境保護への積極的取り組みなどについて記載。官民連携のもとに、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて、持続可能な社会づくりに寄与することは、公的機関としてのジェトロの責務である。</p>
中期計画の記載内容の引用	第6期中期計画(2023年～2026年度)において、「自ら制定した環境社会配慮ガイドラインの基本理念に則り、ガイドラインに定められた具体的な責任と手続きに基づき、環境と社会に配慮した業務運営を適切に行い、公的機関としての社会的責任を果たす」と明記されていることを引用。	第3期中期計画(2011年～2014年度)において、「業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響に対する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記されていることを引用。第4期及び第5期中期計画では環境社会配慮の記載なし。
環境社会配慮諮問委員会の名称	「環境社会配慮助言委員会」 ※企業が海外展開するにあたり予め把握しておくべき環境社会配慮調査項目を事業実施前に幅広く洗い出し、配慮する内容を助言することにより、企業のビジネスリスク低減など企業を支援する役割などを踏まえる。	「環境社会配慮諮問委員会」 ※案件形成調査実施後に、環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述すること。
第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮		
ジェトロ事業のカテゴリ分類の有無	あり	なし
事業のカテゴリ分類及びその対応	<p>環境への負荷の程度に応じて、ジェトロ事業をA、B、Cの3分類し、各カテゴリに応じた環境社会配慮を実施する。</p> <p>＜カテゴリ分類・取組＞</p> <p>①カテゴリA:</p> <p>ジェトロが案件の具体化支援(実行可能性検証を含む)を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境への負荷が大きいと考えられるもの。</p> <p>⇒実施主体は、助言委員会の助言を踏まえ、環境社会配慮を実施する。</p>	ジェトロの各事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく。

	<p>②カテゴリB:</p> <p>ジェトロが案件の具体化支援(実証可能性検証を含む)を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境への負荷がカテゴリAの事業に比して小さいもの。</p> <p>⇒実施主体は、ジェトロの助言を踏まえ、環境社会配慮を実施する。</p> <p>③カテゴリC:</p> <p>ジェトロの貿易・投資促進事業の中で、カテゴリA及びBに属さない環境関連事業・取組全般</p> <p>⇒ジェトロは、助言委員会に事業・取組概要及び実績等について報告する。</p> <p><分類方法></p> <p>助言委員会委員長により指名された委員で構成される分科会の意見を踏まえ、カテゴリ分類する。</p>	
第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法		
個別事業への助言のタイミング	事業開始前及び事業実施後の2回	事業実施後のみ1回
助言対象事業	カテゴリA及びBに分類されたジェトロ事業全体	経済産業省から受託している案件形成調査事業
別添1 貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスク判断に参考となる国際条約・協定、ガイドラインなど		
参照基準となる国際的ガイドライン	<p>IFCパフォーマンス基準</p> <p>ジェトロは民間企業を支援対象としているため、世界銀行グループの国際金融公社(IFC)が融資の際に貸出基準として制定した環境・社会ガイドラインであるIFCパフォーマンス・スタンダードに基づき、ジェトロ事業において想定されるリスクを整理した。</p> <p>その結果、⑤気候変動、⑯先住民の権利、尊厳及び文化保護、⑰文化遺産の保護及び文化遺産による便益の公平な分配の3項目を追加。</p>	なし
国連ビジネスと人権に関する指導原則	あり(リスク判断の参考となるガイドラインとして新たに追加)	なし
別紙2 申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領		
助言対象事業	カテゴリA及びBに分類された事業	経済産業省から受託している案件形成調査事業
別紙3 スクリーニング様式		
事業のスクリーニング基準の有無	国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)の環境社会配慮ガイドラインを参考として、ジェトロ事業で活用できる内容で新たに作成。	なし
別紙4 事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領		
助言対象事業	カテゴリA及びBに分類された事業	経済産業省から受託している案件形成調査事業